

寄居駅跨線歩道橋内有料広告掲示実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寄居町有料広告掲載等取扱要綱（平成18年寄居町告示第 号。以下「要綱」という。）に基づき、町が寄居駅跨線歩道橋（以下「跨線歩道橋」という。）内に掲示する広告の掲示について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲示の場所)

第2条

要綱第2条に規定する広告の掲示場所は、跨線歩道橋内の掲示板、展示ケース及びその他掲示スペースとする。

2 前項の掲示場所は、別図のとおりとする。

(掲示)

第3条 広告主は、広告の掲示及び撤去を行うにあたり、町職員の立会いを受けなければならない。

2 広告掲示枠の割り当ては、1事業所につき1枠とする。ただし、広告掲示希望者が広告枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲内で複数枠に掲示することができるものとする。

3 広告を掲示できる期間は、1年以内とする。

(募集)

第4条 広告の募集は、1年ごとに行うものとする。ただし、広告掲示希望者が広告枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲で随時募集又は個別に案内することができるものとする。

(広告掲示料の納付)

第5条 広告掲示に係る使用料は、決定通知後14日以内に町長の指定する納付書により納付するものとする。

(広告デザイン、内容等)

第6条 広告のデザイン、内容等は、跨線歩道橋の管理上支障のないよう広告主と調整してから掲示するものとする。

2 掲示物にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

(留意事項)

第7条 広告の表示内容等は、次に掲げる次項に留意しなければならない。

(1) 町が推奨していると誤解されるような表現をしないこと。

(2) 虚偽又は誇大な表現をしないこと。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要とする事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。